

よくあるQ & A

認可保育所・認定こども園(保育利用)



「よくあるQ&A」は、認可保育所・認定こども園(保育利用)に関する、よくあるお問い合わせをまとめたものです。簡易的な内容となっておりますので、お申込みの際は、**「入所申込みのご案内」を必ずお読みください。**「入所申込みのご案内」等、申込みに関する書類は右の二次元コードから取得できます。

●お問い合わせ●

子ども育成課 幼児教育保育係(西館1階) 電話 0940-36-3181



入所申込みについて

- | | | |
|------|--|----|
| Q1. | 園見学は必要？ | P1 |
| Q2. | 宗像市に住んでいなくても申し込める？ | P1 |
| Q3. | 働いてなくても申し込める？ | P1 |
| Q4. | 育休中に申込みできる？ | P2 |
| Q5. | 認定こども園ってなに？ | P2 |
| Q6. | 内定園はどうやって決まる？ | P2 |
| Q7. | 利用調整の結果、どの希望園にも内定しなかったらどうなる？ | P3 |
| Q8. | 園の空き状況は公開してる？ | P3 |
| Q9. | 希望園の変更はできる？ | P3 |
| Q10. | 自営業の書類はなにがいる？ | P4 |
| Q11. | 一緒に住んでいる祖父母等は、なにか書類がいる？ | P4 |

保育料について

- | | | |
|------|--|----|
| Q12. | 保育料はいくら？ | P5 |
| Q13. | 保育料の算定 / 算定対象者ってなに？ | P5 |
| Q14. | 保育料は何歳から無償化になる？ | P6 |
| Q15. | 3人目の子どもの保育料は0円？ | P6 |
| Q16. | 一緒に住んでいる祖父母等の所得は、保育料に関係ある？ | P7 |

その他

- | | | |
|------|---|----|
| Q17. | 入所後も、就労証明書等の提出が必要？ | P7 |
| Q18. | 今、保育所を利用している上の子は 下の子の育休期間中、継続利用できる？ | P8 |
| Q19. | 保育所等についてどこに相談できる？ | P8 |

Q1 園見学は必要？

A1 保育や教育方針、取組内容等は園によって異なります。入所後に「期待していた施設や保育内容ではなかった」とならないよう、必ず申込み前に園見学を行ってください。

- 見学を希望する場合は、事前に園へ問い合わせをしてください。
- 園見学のポイント
 - ・ 保育方針を確認する
 - ・ 園児と保育士の様子を見る
 - ・ 園までの経路や 朝の交通量を確認する など



参照

「入所申込みのご案内」 1ページ

園の選び方について詳しくはコチラ👉

Q2 宗像市に住んでいなくても申し込める？

A2 入所希望月の前月末までに転入予定であれば申込みできます。

例) 4月入所→3月末までに転入予定

参照

「入所申込みのご案内」 3ページ

Q3 働いてなくても申し込める？

A3 就労以外にも保育を必要とする事由があれば申込みできます。

参照

「入所申込みのご案内」 3ページ

Q4 育休中に申込みできる？

A4 入所希望月の翌月14日までに復職予定であれば申込みできます。

参照 「入所申込みのご案内」 3ページ

Q5 認定こども園ってなに？

A5 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持った施設です。

- 保育所として利用する「保育利用」の場合は、市に申込みます。
- 幼稚園として利用する「教育利用」の場合は、園に申込みます。

参照 「入所申込みのご案内」 2ページ

Q6 内定園はどうやって決まる？

A6 希望園の順位・指数・園の空き状況などで決まります。

- 指数とは、保護者の保育を必要とする事由や、家庭の状況によって決まる数値です。指数が高い方から調整します。

参照 「入所申込みのご案内」 8～9ページ

Q7

利用調整の結果、
どの希望園にも内定しなかったらどうなる？

A7

保留となり、
年度末(3月入所分)まで毎月調整されます。

- 再度申請書を提出する必要はありませんが、希望園・保育を必要とする事由・家庭の状況等に変更があった場合は、締切日までに必要書類を提出してください。
- 初月は「保留通知」が郵送されますが、さらに翌月も保留だった場合、通知はありません。保留を証明する書類が必要な場合は、保留証明書の発行申請をしてください。
- 翌年4月以降も調整を希望する場合は、11月中に別途申請が必要です。

参照

「入所申込みのご案内」 4～5ページ

Q8

園の空き状況は公開してる？

A8

宗像市のホームページ・子ども育成課の窓口で
公開しています。

参照

保育所・認定こども園受入可能状況
「入所申込みのご案内」 9ページ



Q9

希望園の変更はできる？

A9

各月の申込み締切日までに、
利用希望園変更届出書を提出してください。

参照

「入所申込みのご案内」 4～5ページ

Q10 自営業の書類はなにがいる？

A10 自営業での就労を事由にする場合は、

- ・就労証明書
- ・開業届、確定申告書等の公的書類のコピー
- ・直近3ヶ月以内の売上や収支が分かる書類

の3点が必要です。

参照

自営業等を証明する添付書類



Q11 一緒に住んでいる祖父母等は なにか書類がいる？

A11 同一住所に
18～59歳の親族や同居人がいる場合は、
その人が自宅で保育できない事由(就労など)を
証明する書類を提出してください。

- 書類の提出がなくても申込みはできますが、入所調整の際の優先度(指数)が低くなります。

参照

「入所申込みのご案内」 6～8ページ

Q12 保育料はいくら？

A12 「算定対象者の市町村民税所得割額の合計」と「子どもの年齢」・「子どもの人数」に応じて決まります。

- 利用者負担額(保育料)等は入所園が決定した後、決まります。

参照

「入所申込みのご案内」 14～15ページ
宗像市特定教育・保育利用者負担(保育料)基準額表



Q13 保育料の算定 / 算定対象者ってなに？

A13 算定とは、利用者負担額(保育料)を計算し決めることです。算定対象者とは、利用者負担額(保育料)を計算するにあたって、市町村民税所得割額を合算する対象者のことです。

- 算定対象者は原則、保護者です。
(ただし、家庭の状況によってはこの限りではありません。)
- 保護者が、非課税かつ一定の所得に満たない場合は、同居人も含めて算定します。

参照

「入所申込みのご案内」 14～15ページ

Q14 保育料は何歳から無償化になる？

A14 3歳児クラスからです。

3歳児クラスは4月1日時点で3歳の児童のクラスです。
4月2日以降に3歳の誕生日がきても、その年度内は無償化の対象外です。

- 主食費および副食費(おかず代等)は保護者の実費負担です。
- 制服代・教材費・遠足代などの実費等は、別途必要です。
- 入所時に、事務手数料等が必要な園もあります。
詳しくは各園にお尋ねください。
- 幼稚園・新制度幼稚園・認定こども園(教育利用)の無償化の開始時期とは異なります。

参照

「入所申込みのご案内」 14ページ・20～21ページ

Q15 3人目の子どもの保育料は0円？

A15 階層区分によって きょうだいの数え方が異なります。

- 算定対象者の市町村民税所得割額に基づいて決定される階層によって、保育施設等を利用している兄弟のみを数える場合と、利用施設や年齢にかかわらず生計を同じくする兄弟を数える場合があります。
その結果、第2子目であれば半額、第3子目以降であれば0円となります。

参照

「入所申込みのご案内」 14～15ページ
宗像市特定教育・保育利用者負担(保育料)基準額表



Q16

一緒に住んでいる祖父母等の所得は
保育料に関係ある？

A16

保護者と配偶者(事実婚含む)が、
非課税かつ一定の所得に満たない場合は、
同居人も含めて算定します。

参照

「入所申込みのご案内」14ページ

Q17

入所後も、就労証明書等の提出が必要？

A17

- ・復職予定で入所した場合、入所月の
翌月15日までに就労証明書の提出が必要です。
- ・年に2回(5月頃・11月頃)
保育を必要とする事由を証明する書類の
提出が必要です。
 - 5月頃:保護者の現況確認のため
 - 11月頃:来年度継続利用の申請のため
- ・その他、退職・転職等による事由の変更が
あった場合、家庭の状況等が変わった場合は、
速やかに子ども育成課に連絡してください。

Q18

今、保育所を利用している上の子は
下の子の育休期間中、継続利用できる？

A18

要件を満たしていれば約1年間継続利用できます。

- 要件は次の2つです。
 - ① 育児休業中も保護者と就労先との雇用契約が継続していて、育児休業終了後に復職する予定であること。
 - ② 生まれた子の「1歳の誕生日の前日」が属する月の、翌月14日までに復職予定であること。
- 産後3ヶ月目の15日までに「育児休業にかかる申立書」の提出が必要です。

Q19

保育所等についてどこに相談できる？

A19

子ども育成課の保育コンシェルジュに
ご相談ください。

- コンシェルジュが不在の場合があるため、事前予約をお願いします。

参照

保育コンシェルジュ相談予約フォーム



ご確認ください



「よくあるQ&A」は、認可保育所・認定こども園(保育利用)に関する、よくあるお問い合わせをまとめたものです。
簡易的な内容となっておりますので、お申込みの際は、**「入所申込みのご案内」を必ずお読みください。**

「入所申込みのご案内」等、申込みに関する書類は右の二次元コードから取得できます。

●お問い合わせ●

子ども育成課 幼児教育保育係(西館1階) 電話 0940-36-3181

